

平成 29 年 4 月 箱根町教育委員会会議 会議録

期 日： 平成 29 年 4 月 26 日（水）

場 所： 箱根町立郷土資料館 教育委員室

出席者： 勝俣正志委員長、唐澤久雄委員、石田玲子委員、上野里佳委員
小林恭一教育長
内田恭司教育次長、安藤正博学校教育課長、秋山智徳生涯学習課長、
関野友人学校教育課副課長、矢田康秀生涯学習課副課長、藤田貴嗣
学校教育係長

欠席者： なし

傍聴人： なし

議 事：

会議次第 1. 開会【午後 1 時 30 分】

委 員 長 4 月当初の教員不祥事事件は、皆さんお疲れさまでした。教育委員会
会議を開会します。

会議次第 2. 前回会議録の承認について

委 員 長 前回会議録の承認についてですが、委員の皆さんよろしいですね。
〔箱根町教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき作成した H29. 3. 23
教育委員会会議の会議録が承認され、署名終了。〕

会議次第 3. 教育長等諸報告について

(1) 会議等の謝辞・報告について

委 員 長 まず初めに、教育長からお願いします。

教 育 長 教員の不祥事事件には、委員長には、御足労をおかけして大変申し訳
ありませんでした。委員長が出たということは、県も良かったと話して
います。もう一つは、かげで支えてくれて、保護者の方々を鎮静させて
くれた上野委員にも大変感謝しております。保護者会は、スーパーバイ
ザーも中に入れたことも良かった。二度とこのような事が無いようにし
なければなりません。

次第の 3 枚目は、5 月の校長・園長会で話す内容です。本来 4 月に話
さなければいけなかったのですが、出席できませんでしたので、ここで
話をしたいと思います。

1、知っておきたいこと ①校長の権限、校務を司ること。②教育課
程の専決権、法の中では教育委員会が教育課程を管理しますが、それを

校長に委任します。だけど専決権ですから報告する義務があります。あるいはおかしい所があれば専決権を取り上げます。③内示の意味、学校が職員の進退についての具申を教育委員会にする。教育委員会は県にこういう人を異動対象として行いますとの内申をします。県はそれに従って検討し、4月1日の辞令交付に向けて動きます。ということを経済委員会に来たのが内示ということになります。内示の時は動かすことはできません。④職員の動向把握、校長が職員を司る部分にあります。⑤職員会議の位置づけ、校長が主催して共通理解を図る場である。⑥今回のような事件での職員の去就、処分を受けるまでの話

2、5月を迎えるにあたり「ほめる」と「しかる」のルール作りの話
3、TV会議の活用、活用を積極的にやること。

4、一貫教育推進運営委員会、先日運営委員会が開かれたので、平塚校長の方から話をしてもらいます。

5、平成29年度の取組最重要内容、6つの話をします。

委員長 次に、謝辞及び報告事項をお願いします。

学校教育課副課長 [謝辞及び報告事項を資料に基づき行った。]

委員長 皆さんから、何かありますか。

委員 ないです。

会議次第 4. 議事

日程第1 議案第23号 平成30年度箱根町立小学校及び中学校使用教科用図書の採択方針について

委員長 それでは、議事に入ります。日程第1議案第23号をお願いします。

学校教育課副課長 [議案第23号朗読]

学校教育係長 採択方針については、県教育委員会で議決されたものをベースに策定したものです。[採択方針朗読]

裏面は、採択までの日程の案として以前お示ししたのですが、③調査会の日程が確定したので再度お示しさせていただきます。この採択方針は箱根町が下郡の事務局であるため、真鶴・湯河原の両町にも送付しており、両町の教育委員会でも定例会もしくは臨時会で第1回足柄下採択検討会前までに議決するよう依頼しております。

委員長 よろしいですか。

全委員 結構です。

会議次第 5. 協議事項

(1) 教育長の職務権限について

委員長 それでは、次の協議事項をお願いします。

教育長 資料1の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に二つ教育委員会に任されている部分があります。第21条の3「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」これが教育委員会に任されている職務の一つです。これを受けて「箱根町教育委員会教育長に対する事務委任規則」があり

ます。

委員長 皆さんどうですか。

全委員 結構です。

【午後 2 時 25 分暫時休憩】

【午後 4 時 10 分会議再開】

会議次第 6. 報告事項

(1) 入学式・卒業式の席順について

委員長 連絡事項の(1)についてお願いします。

教育長 入学式・卒業式の席順について、各校長に次のように説明しました。

学校長が一番前になります。それは法に則ってやった場合には、学校教育法の中に「校長は、校務を司る」のだから行事だとかの職責を負わなければならない。そうすると一番前に座って全体のそれをやる。教育委員会は校長に事務委任をしているのだから、後ろにこななければならない。校長・委員長・教育長・教育委員となります。それから来賓は、通常、国では、三権分立の建前でなっている。国の行事では、内閣総理大臣がトップで、その次に衆議院議長・参議院議長、そういう並びが来賓の並び方です。町では箱根町が学校を建ててやっているのだから、町長がトップ、その後ろに議長・副議長・副町長となる。副町長は職員の一部である。町長・副町長の並びはあり得ない。法で日の丸を国の旗として決めているのだから、ステージに向い合せて座る場合、君が代を歌うときは、日の丸の方向を見なければならない。日の丸に背中を向けながら国歌を歌うのは間違っている。日の丸が法で決まっていない場合はそうしなくても良いが、法で決まっているのだから。

委員長 わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(2) 研修計画について

委員長 連絡事項の(3)についてお願いします。

教育長 資料2の町の研修計画になります。本来ならば、ここで諮らなければなりません。配付済みなので、報告とさせていただきます。かなりボリュームがある研修内容となっています。5ページの足柄下郡教育課題研究協議会に関する事業が3町でやっている教員研修となります。ファーストキャリアや授業エキスパート養成研修は授業を行いながらやります。教科書が同じだから同じ土俵で意見が言えますが、教科書がバラバラになってしまうと、非常に難しくなる。このような研修が消滅していくこととなります。小・中一貫教育をやっていますが、採択は3町でやっていかないと少子化対応ができなくなります。7ページ箱根教育の部分です。これに含めて各学校が地域に沿った地域教育をやっています。全国学力学習状況調査の質問の中に「地域に参加しているか」「地域が好きですか」という問いがあります。自分が教育長に来た時、中学生が地域の行事に出たことがないというのが90%でした。それが逆転して、中学生の75%以上が「地域が好きだ」という回答になっている。自画自

賛ではないが、富士屋ホテルのマナー教室をやっていますが、箱根ロータリークラブにお金を出していただいています。その際にアンケートを実施していますが、同じ内容で平成18年にロータリーが中学生にアンケートをしたら散散たる結果であった。「箱根のどんなことを知っていますか」「箱根町への意見」とかの質問に対して、「箱根を知らない」「僕には関係ない」というような回答がありました。今の3年生は「箱根がこうなったらよい」とか「箱根に戻ってくる」「箱根はこのような町」だとかきっちり書いています。他の地域の人が「箱根ほど中学生が箱根の事を考えているところはない」と言っていました。会長が自分に「ありがたいことです」と言っていました、「自分ではなく学校が指導していることです」と言いました。これは続けていかなければなりません。

委員長 わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(3) 各課事務分担（次長含む）について

委員長 報告事項の(3)をお願いします。

教育長 資料3になります。教育委員会の組織を変えました。次長・両課長と私で管理職係を作りました。学校教育課と生涯学習課の次長と課長の仕事がそこに明記してあります。突発事項や調整は、全部管理職係ですべていくことで動いています。

今回の事件も管理職係でやりました。次長・課長は決裁が回ってくるのを待っていましたが、そういう時代ではありませんので、職員負担をいかに軽くするのが目的です。

委員長 わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(4) 湯本小学校教諭事後強盗現行犯逮捕について

委員長 報告事項の(4)をお願いします。

教育長 資料4になります。最後のページが4月20日で終わっていますが、25日に議会がありました。文教常任委員会で事件の経緯とその後の説明をしました。24日には、校長会の提案で県の通知を受けて、町から「教職員の綱紀保持について」を全教職員に配付して自分の机の上に置いています。点検シートを全教員に配付後回収します。各学校事故防止の会議に県の指導者を呼んで話をしてもらいます。それから公明党の申入れがありました。

4月9日に自分のところに事件の話がありましたが、その時に県西教育事務所長は把握していませんでした。10日への指示は9日のうちに全部できました。11日の午前中には、支援室教諭を残して、全て引き上げました。対応が早かったので、記者からも難しい質問はありませんでした。今回、県西教育事務所長に2市8町の教育委員会へ事件の概要と対応状況の話をしてもらいましたので、憶測や変な噂は起こりませんでした。逮捕された時は、年休は取れませんので、欠勤扱いに

なります。県西教育事務所から「年休扱いにできるよう容疑者と接見しなさい」ということで、校長と課長が接見して年休扱いにしました。年休が切れた時に、まだ取り調べをしている段階では欠勤になります。事件が起こって起訴されるかわかりませんが、1人欠員なので非常勤扱いで加配がきます。処分が出た段階で非常勤から臨任に変わります。本人は辞めれば、臨任が正規になります。校長には「担任は今の先生から変えることはするな」と話しています。今までだと万引き・窃盗は6ヶ月の停職となります。取り調べの最中なので、進展はありません。

矢作小学校で120万円の給食費の窃盗がありましたので、各小・中学校の現金の取り扱いについての調査をかけています。

学校教育課長 小田原市の給食費は、学校で集めたお金を学校給食会の口座に入金して、その口座に対して、コーポレートガード保険をかけています。紛失は対象になりませんが盗難は対象になるようです。

委員 保護者が給食費を集めて、事務の方に渡しています。そこからは不明です。

教育長 調査して、また報告します。

委員長 わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(5) 平成29年度学校評議員の委嘱について

委員長 続いて、報告事項(5)をお願いします。

学校教育課副課長 報告事項の(5)平成29年度学校評議員の委嘱についてであります。資料1に基づき、平成28年度から変更があったゴシック体の氏名のみ発表させていただきます。

委員長 わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(6) 奨学金等返還請求事件に係る裁判の結果について

委員長 続いて、報告事項(6)をお願いします。

学校教育係長 昨日、被告の判決が出るということで裁判所に行ってきました。結果としては、原告の請求は棄却する。訴訟の負担は原告側とするという内容でした。理由については、その場での説明はありませんでしたが、本日、判決文が書留で届きました。被告側は借りたことはないと主張していましたが、筆跡や印影から町から借用したことは客観的に認められるということで、借りた事実は認められるということでした。町から再三督促していたという所では、時効の中断は認められず、被告が最後に収めた日から10年以上経過しているため、時効は成立しているということです。そういう理由から原告の請求は棄却するということになりました。この結果は次の町議会の全員協議会で報告します。この債権は回収不能ということで不納欠損の処理となります。

教育長 初めての不納欠損です。

委員長 わかりました。

会議次第 6. 報告事項

(7) 行政委員（社会教育委員、青少年指導員、スポーツ推進委員）の委嘱等について

委員長 それでは、次の報告事項をお願いします。

生涯学習課副課長 資料6に基づいて、校長会から推薦が上がってきた網掛けの部分の社会教育委員・青少年指導員・スポーツ推進委員について報告した。

委員長 はい、わかりました。よろしくお願ひいたします。

会議次第 6. 報告事項

(追加) 市町教育長会議の結果について

委員長 他に報告事項は、ありますか。

教育長 本日、市町教育長会議がありましたので、報告させてください。

少子化が少しずつ2市8町に押し寄せてきています。児童・生徒数の話の中で、2市8町で小学生が、15,988名（前年度-237名）、28年度29年度の合計で700名の減です。6学級減です。子どもの数は減っているが支援級が389名（前年度+28名）、2年間で83名増です。16学級プラスになっています。中学校は8,287名（-319名）、2年間で469名の減です。中学校の支援級は、169名（前年度+5名）。小学校の支援級は増えているので中学へジワジワ増えます。

県のお金が、かなりなくて旅費が足りない状況が起こっています。町では小・中一貫で兼務発令をしていますが、中学校では、その旅費を出すと中学校が賄いきれないので、小学校で賄っていく予定です。小学校でも足らなくなった場合は、運営委員会の10万円の中で賄うよう話しています。

会議次第 7. 連絡事項

(1) 回覧まちだより「平成29年度 園・小・中学校一貫教育にむけて」掲載について

委員長 7の連絡事項をお願いします。

学校教育課副課長 4/25に発行の町回覧に掲載しましたのでお知らせします。

また、併せて毎月の町広報に一貫教育の取り組み内容を掲載して、保護者を始めとする町民への周知を図っていきます。

委員長 はい、わかりました。

会議次第 7. 連絡事項

(2) 青少年における携帯端末の利用実態について

委員長 連絡事項(2)をお願いします。

生涯学習課長 今年の3月24日の青少年問題協議会において、携帯端末の利用の実態についての議題がありました。それに対する連絡事項になりま

す。SNSの中でラインの利用実態について問題視しております。この問題提起は、小・中学生は勉強する時間よりも携帯端末を眺めている時間が長いのと、ラインのグループ分けによる仲間分けや寝るのを惜しんでやっている状態が父兄としては、把握できないという実態があるようです。ラインについては危険性があり、メッセージを消しても痕跡が残らない。小田原の実態として、中学生が大阪に行って親が知らないうちに何泊かして帰ってくる。それがラインの友達の友達のようなつながりで遊びにいついたような報告もありました。自分たちの時は通学路でおしゃべりをしていましたが、今の小・中学生は携帯端末によるコミュニティで動画や写真を掲載しながら連絡を取り合っています。協議会の提案としては、裏面になりますが、南足柄市で「自分と回りの人の幸せを守るための14か条」を共有しています。青少年指導員で部会を立ち上げて早急にどのような対応ができるのか問題提示をしていく予定です。

会議次第 8. その他

(1) 次回定例会への付議事項について

委員長 他に何かありますか。無いようでしたら次回への付議事項はありますか。

委員 特にありません。

会議次第 9. 閉会【午後5時04分】

委員長 その他無いようでしたら、次回、5月の教育委員会会議の日程については、5月25日(木)の午後2時00分からということにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、6月の定例会議は6月27日(火)とします。

これで閉会とします。